

三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の一部改正について

1 参考人に関する規定の整備について

(1) 改正の経緯及び理由

①これまでの取り扱い

地方自治法第115条の2及びそれを準用する同法第109条第5項では、参考人の意見を聴く方法として、「出頭を求め、その意見を聴くことができる」と規定されている。

これまでの総務省の見解では、「出頭」は文言上、物理的に議場や委員会室に向かうことを意味すると解されるため、オンラインによる参考人招致については、「出頭」に含まれないと解釈されており、本県では議会運営委員会の申合せにより、事実上の参考人として取扱うこととしていた。

②意見書の提出

参考人の招致は極めて有益であり、地方自治法に基づく参考人でないという位置づけは運用等での支障が懸念されることから、令和4年3月24日に「地方議会におけるオンラインによる参考人からの意見聴取を可能とする法改正を求める意見書」を全会一致で可決し、国へ提出した。

③総務省の見解

令和4年6月10日に示された総務省からのQ&A（別紙参考資料）において、出頭を求めない形でのオンラインによる意見聴取も差し支えないとされ、実施する場合は所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じて意見聴取を行うことが適切と考えられるとの見解が示されたことから、条例及び規則を整備するものである。

(2) 改正の概要

- ・必要と認める参考人の参加方法として、出頭のほかオンラインによる方法で意見を聴くことができることを追加し、関係規定を整備
- ・「出席」を地方自治法の表記に合わせて「出頭」に改正
- ・参考人の発言が意見を聴こうとする案件の範囲を超えている場合等の措置について、「退席させ」に加え、「若しくは通話を中止する」と規定

※参考

○委員会条例第24条第4項（公述人の発言）

公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

2 三重県議会会議規則の一部改正案

改 正 後	改 正 前
<p>(参考人)</p> <p>第七十九条 <u>議会は、会議において、審議又は調査のため必要があると認めるときは、法第百十五条の二第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするることができる方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p>2 <u>会議において参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所（前項に規定する方法による参加を求める場合を除く。）、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p>3 <u>前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第七十六条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(参考人)</p> <p>第七十九条</p> <p>会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>2 前三条の規定は、参考人について準用する。</p>

3 三重県議会委員会条例の一部改正案

改 正 後	改 正 前
<p>(参考人)</p> <p>第二十六条の二 <u>委員会は、委員会において、審査又は調査のため必要があると認めるときは、地方自治法第百九条第五項において準用する同法第百十五条の二第二項に規定する参考人の出頭のほか、参考人の映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法による参加を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p>2 <u>委員会が、参考人の出頭又は前項に規定する方法による参加を求めるには、議長を経なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所（第一項に規定する方法による参加を求める場合を除く。）、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前三条の規定は、参考人について準用する。この場合において、これらの規定中「公述人」とあるのは「参考人」と、第二十四条第四項中「退席させる」とあるのは「退席させ、若しくは通話を中止する」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(参考人)</p> <p>第二十六条の二</p> <p>委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 前三条の規定は、参考人について準用する。</p>

総行行第161号
令和4年6月10日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長

】 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会等の
開催方法に関するQ&Aについて

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」(令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知)及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて」(令和2年7月16日付け総行行第180号総務省自治行政局行政課長通知)を发出したところですが、今般、地方公共団体から問い合わせがあったこと等について、Q&Aを作成しましたので、送付いたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における 議会の委員会等の開催方法に関するQ & A

令和4年6月10日

質問要旨	回答
<p>1 地方自治法第 115 条の 2 第 2 項（第 109 条第 5 項で準用する場合を含む。以下同じ。）には、「参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる」と規定されているが、いわゆるオンラインによる方法で参考人から意見聴取を行うことは差し支えないか。</p>	<p>○ 地方自治法第 115 条の 2 第 2 項は、従来、一部の議会が条例に基づいて、その審議の充実を図るために学識経験者等から意見聴取をしていた取組をもとに、出頭を求められた者に法律上の応答義務が生じることや出頭した者については費用弁償の対象となることを明確化する意義を有するものとして地方自治法に規定されたものである。</p> <p>○ このような経緯と、参考人制度は、議会における政策形成機能の強化を図るためにその活用が期待されるものであることに鑑みれば、<u>議会への出頭を求めない形での意見聴取は、地方自治法第 115 条の 2 第 2 項によって否定されるものではなく、新型コロナウイルス感染症対策として行う場合に限らず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により、意見聴取を行うことは差し支えないと考えられる。</u></p>
<p>2 オンラインによる方法で参考人からの意見聴取を行う場合、地方自治法第 115 条の 2 第 2 項が根拠規定となるのか。</p>	<p>○ 地方自治法第 115 条の 2 第 2 項に規定する「出頭」は、文言上、物理的に議場や委員会室に出向くことを意味するものと解されるが、1 の回答のとおり、同項の規定は、出頭を求めない形での意見聴取を否定する趣旨ではないところ。</p> <p>○ したがって、<u>オンラインによる方法で意見聴取を行う場合には、出頭を求めないで参考人から意見聴取を行うための所要の手續（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じて意見聴取を行うことが適切と考えられる。</u></p>

<p>3 オンラインによる方法で参考人からの意見聴取を行う場合、通信費等に関して参考人に対する費用弁償を行うことは可能か。</p>	<p>○ 2の回答にあるように、適切な根拠や手続に則ってオンラインによる方法で意見聴取を行う場合に、各団体の費用弁償に関する条例に基づき、当該オンラインによる方法で意見聴取を行った参考人に対して費用弁償を行うことは可能である。</p>
<p>4 オンラインによる方法で参考人からの意見聴取を行う場合、本会議場や委員会室において出席する議員に対して費用弁償を行うことは可能か。</p>	<p>○ 地方自治法第203条第2項によれば、議員は、職務を行うため必要な費用の弁償を受けることができることとされ、同条第4項において、費用弁償の額と支給方法は条例でこれを定めなければならないとされている。</p> <p>○ したがって、オンラインによる方法で意見聴取を行う場合でも、適切な根拠や手続に則って行われるものであって、議員の職務として位置づけられる限りは、上記の条例に基づき、適正な費用弁償を行うことは可能である。</p>